

# 彦根市新型コロナウイルス感染症対策

掲載している情報は6月19日時点のものです。状況により、掲載内容は変更となる場合があります。

## 個人・世帯への支援

新型コロナウイルス感染症の療養のため会社等を休んだ場合

### 傷病手当金を支給【国事業】

国民健康保険被保険者・後期高齢者医療制度被保険者で、新型コロナウイルス感染症の療養のために会社などを休み、事業主から給料・報酬などが受けられない場合、申請により傷病手当金を支給します。

**対** 被用者（会社などに雇用されている人）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した人、または発熱などの症状があり感染が疑われる人

**対象期間** 令和2年1月1日～同年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間  
※労務に服することができなくなった日（会社などを休んだ日）から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間のうち、就労を予定

していた日が対象です。  
※入院が継続する場合などは、支給期間は最長1年6か月になります。

**支給額** 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷直近の継続した3か月間の就労日数×2/3×支給対象となる日数

**申請方法** 彦根市ホームページに掲載している申請書（4種類全て）を直接窓口

詳しくは彦根市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

**問** 保険年金課医療保険係 ☎ 30-6112 FAX 22-1398

### ひとり親世帯臨時特別給付金【国事業】

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯の負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、国から給付金が支給されます。

#### <基本給付>

**対** 次のいずれかに該当するひとり親で、18歳までの子（18歳に達する日以降、最初の3月31日まで）または20歳未満で中度以上の障害がある子を監護している人

①令和2年6月分の児童扶養手当（児童手当ではありません）の支給を受けている人

②公的年金などを受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない人（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人に限ります）

③①・②以外の人（本人や同居家族の所得が一定以上であるため児童扶養手当を受けていない人、6月以降に新たにひとり親となった人など）で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

#### <追加給付>

●次に該当する人は、追加給付も対象になります。  
【上記の基本給付①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が

大きく減少しているとの申し出があった人】  
※左記の基本給付②・③、追加給付は、追って国から対象者の詳細が示される予定であるため、要件などに変更や追加が生じる場合があります。

#### 給付額

**【基本給付①～③】** 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円（子どもは児童扶養手当の支給対象児童または支給対象児童に準ずる子）

**【追加給付】** 1世帯5万円（上記に加えて給付）

#### 申請方法

**【基本給付①】** 手続き不要。7月中旬に児童扶養手当の支給口座に振り込みます（対象者には振込日などのお知らせを6月下旬に発送しています）。

**【基本給付②・③、追加給付】** 申請が必要（受付は8月～）。  
※対象者の詳細は、児童扶養手当の受給資格がある人と、ひとり親家庭福祉の医療費助成を受けている人に対し、7月29日頃（予定）に郵送（申請書類などを同封）でお知らせします。それ以外のひとり親の人はお問い合わせください。

**問** 子育て支援課 ☎ 26-0994 FAX 26-1768

【省略記号】 日 時 場 場所 対 対象 定 定員 費 費用（記載なし：無料） 他 その他 託 託児 申 申込 応 応募 問 問い合わせ先

### <緊急雇用対策>

## 会計年度任用職員

### (フルタイム・パートタイム)を募集します



	フルタイム	パートタイム
人数	5人	5人
任期	7月20日(月)～令和3年3月31日(水)	
勤務時間 (休憩1時間含む)	8:30～17:15	9:00～15:45
基本給	月額 150,600円	時間額 980円
その他手当	地域手当（基本給の6%）、期末手当（12月）、通勤手当	通勤手当

※勤務場所は、彦根駅西口仮庁舎（大東町）、中央町仮庁舎（中央町）、福祉センター（平田町）、市民会館（尾末町）のいずれかです。勤務場所の選択はできません。

**対** 次の要件のいずれにも該当する人

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、仕事を解雇されたり、内定を取り消されたりなどして、現在求職中の人
  - ②市内に住民登録がある人（6月1日時点）
- ※地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する人は応募できません。

**応募条件** パソコン（MicrosoftのWord、Excel）の基本的操作が可能なこと

**応募方法** 履歴書（指定様式）を直接人事課窓口（彦根駅西口仮庁舎4階）または郵送で提出

**応募期限** 7月7日(火)（必着）  
※書類の様式は人事課窓口にあります（彦根市ホームページからもダウンロードできます）。

**選考** 面接

7月10日(金)9:30～（応募状況により開始時間を変更する場合があります）

**場** 彦根勤労福祉会館（大東町4-28）

**問** 人事課（〒522-0074大東町2-28、平日8:30～17:15） ☎ 30-6106 FAX 22-1398

## 企業・個人事業主への支援

### 彦根市新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金【市独自】

**対** 市内に事業所を有する事業者のうち

▶ 県の「新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」を受給された事業者

▶ 県の休業等の要請の対象となる施設で事業を営み、県の支給要件に一部該当しなかった事業者

**金額** 中小企業者：20万円、個人事業主：10万円

**申請方法** 必要書類を郵送または直接窓口

**申請期限** 8月28日(金)（当日消印有効）

※郵送の場合は、宛先に「彦根市新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金係」とお書きください。

※対象や必要書類など、詳しくは彦根市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

**問** 地域経済振興課（〒522-8501元町4-2） ☎ 30-6119 FAX 24-9676